

アメリカの弁護士からカウンセラー・アット・ロー (counselor at law) という職名の名刺をもらった。弁護士が出す名刺にはアトニー・アット・ロー (attorney at law) とあるのが普通なので、カウンセラーとアトニーとは何が違うのか聞いてみたら、「同じだよ。気分の問題」という答えであった。

手元の辞書には、カウンセラーは (法廷) 弁護士、アトニーは (事務) 弁護士という訳が載っているが、現実問題としてアトニー・アット・ローという名刺を使っている弁護士が法廷に行かないということでもなさそうだし、法廷活動を専らにしている日本の弁護士にはアトニー・アット・ローと称している人が多いので、やっぱり気分の問題かも知れない。そして、どちらの名称を使用するかは気分の問題だとすると、何となく、その気分がわかるような気がする。以下、気分の問題である。

アトニーという英語から素直に連想するのは代理人ということであり、訴訟代理人とか交渉における代理人という場合にピッタリだ。そして、代理人というのは、本人から法律行為そ

新・弁護士月記 ②



カウンセラー

橋本 勇

の他の事務の委任を受けて、その委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任された事務を処理する者のことであり、代理人がした意思表示は本人がしたのと同じ法律効果を生じることになっている (民法九条から一八条、六四三条から六五六条)。

このことは、委任の本旨に従っている限り、代理人の判断で事務を処理することができることを意味し、場合によっては、本人に個別具体的な相談をすることなしに仕事を進めることもできることになる。今までの日本の弁護士が主として担当してきたのは、この代理人の業務であり、それに付随するものとして法律相談があったように思う。自治体における顧問弁護士というのも、訴訟が提起された場合における代理人を想定したものであり、それに関連して訴訟に至らない紛争解決や訴訟を回避するための相談も行っているということだったように思う。

カウンセラーという言葉からは、精神心理的な問題や悩みを抱えている人の相談にのり、援助をする専門家ということをイメージする。弁

護士が代理人となったときは、専門的な立場から相談者が抱えている問題の解決策を提示することが期待されているように思うが、カウンセラー・アット・ローという言葉からは、法的な解決策を提示するというよりも、相談者と一緒に考え、問題点と解決の方向を整理し、相談者が解決策にたどり着くことを援助することに重点をおいた法律専門家という感じがする。若い頃、ある県で法規係長をしたことがある。多少法律の知識はあっても、実務上の経験や知識がほとんどないままで、条例や規則の立案の審査や法律相談をするわけであるから、自分から結論を提示するなどということはできなかったはずであるが、振り返って考えて見ると、それはそれで良かったように思う。

政策法務の重要性が唱えられてから、かなりの年月が経つが、未だにその意味内容が明確になつていないと言いたい。官公民を問わず、目標と手段を定め、具体的な事務を遂行するのは、当該組織におけるそれぞれの責任者であり、担当者である。法令が定める形式と実態の違い、上司や同僚との意見の違い、住民とのトランプルなど、組織としても、職員個人としても、一緒に考え、悩んでくれるカウンセラーが必要ないように思う。

(弁護士)